



山形県公報

平成27年3月20日(金)

号 外 (4)

目 次

条 例

- 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例……………(議 会) … 9
- 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例……………(同) …同
- 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例……………(人 事 課) …同
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例……………(財 政 課) …10
- 山形県行政手続条例の一部を改正する条例……………(学事文書課) …17
- 山形県情報公開条例等の一部を改正する条例……………(同) …18
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(市 町 村 課) …同
- 山形県環境影響評価条例等の一部を改正する条例……………(みどり自然課) …20
- 山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………(くらし安心課) …同
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………(食品安全衛生課) …同
- 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例……………(子育て支援課) …22
- 山形県民生委員の定数に関する条例……………(地域福祉推進課) …同
- 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………(同) …23
- 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………(地域医療対策課) …24
- 山形県介護保険事業基金条例を廃止する条例……………(健康長寿推進課) …同
- 山形県介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………(同) …同
- 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例……………(同) …25
- 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び
に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………(同) …27
- 山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の
一部を改正する条例……………(障がい福祉課) …33
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例……………(同) …同
- 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関
する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………(同) …35
- 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例…(工業戦略技術振興課) …36
- 山形県立農業大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例……………(農政企画課) …37
- 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条
例……………(畜産振興課) …同
- 山形県森林整備促進・林業等再生基金条例の一部を改正する条例……………(林業振興課) …38
- 山形県法定外公共用財産使用料等徴収条例の一部を改正する条例…(県土利用政策課) …同
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例……………(都市計画課) …39
- 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………(道路整備課) …同
- 山形県空港管理条例の一部を改正する条例……………(空港港湾課) …44

- 山形県教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例……………（教育庁）…同
- 特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例……………（同）…同
- 山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…47
- 山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例……………（同）…48
- 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例……………（警察本部）…49
- 山形県暴力団排除条例の一部を改正する条例……………（同）…同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例（県条例第2号）（議会）
 - 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行することとした。ただし、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、同日から施行することとした。
- ◇ 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例（県条例第3号）（議会）
 - 1 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（県条例第4号）（人事課）
 - 1 国家公務員の退職手当の改正措置に準じ、退職手当の調整額について、第1号区分から第9号区分までの調整月額を引き上げるとともに、第9号区分について勤続期間が24年以下の退職者に対しても調整額を支給することとした。（第7条の4第1項及び第4項関係）
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第5号）（財政課）
 - 1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。（改正後の第2条第1項第139号の3の2、第139号の3の8、第400号の2及び第423号の5の2関係）
 - (1) 土壤汚染対策法の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査等
 - (2) 宅地建物取引業法の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付
 - (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査
 - 2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。（第2条第1項第423号の6、第423号の7、第457号～第457号の3並びに同条第2項第1号～第2号、第4号、第6号～第10号、第12号及び第13号関係）
 - (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
 - (2) 運転者特定任意講習手数料、チャレンジ講習手数料、特定任意高齢者講習（簡易）手数料、運転免許試験手数料、検査手数料、再試験手数料、免許証再交付手数料、審査手数料、技能検定員資格者証交付手数料、技能検定員審査手数料、教習指導員資格者証交付手数料、

教習指導員審査手数料、講習手数料及び通知手数料

- 3 道路交通法の規定に基づく自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けようとする者から手数料を徴収することとした。（第2条第2項第12号の表力関係）
- 4 歯科技工士国家試験合格証明書の交付の事務につき徴収する手数料を廃止することとした。（第2条第1項第189号関係）
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、3の改正は、同年6月1日から施行することとした。

◇ 山形県行政手続条例の一部を改正する条例（県条例第6号）（学事文書課）

- 1 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととした。（改正後の第33条第2項関係）
- 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとした。（第34条の2関係）
- 3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとした。（第34条の3関係）
- 4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県情報公開条例等の一部を改正する条例（県条例第7号）（学事文書課）

- 1 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第8号）（市町村課）

- 1 次に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれに掲げる市町が処理することとした。（第2条第1項の表第15項、第16項及び改正後の第2条第1項第21項関係）
 - (1) 農地法の規定に基づく農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可等 舟形町
 - (2) 商工会議所法の規定に基づく従業員の数の設定の許可等 酒田市
 - (3) 商工会法の規定に基づく設立の許可等 酒田市
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県環境影響評価条例等の一部を改正する条例（県条例第9号）（みどり自然課）

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成27年5月29日から施行することとした。

◇ 山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（県条例第10号）（くらし安心課）

山形県消費者行政活性化基金の設置期間を平成30年12月31日まで延長することとした。

◇ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（県条例第11号）（食品安全衛生課）

- 1 食品衛生管理者の養成施設の登録を受けようとする者から手数料を徴収することとした。（第5条第1号関係）
- 2 危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理について、営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を定めることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の別表第1関係）
- 3 飲食店営業等に係る公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準を追加することとした。（改正条例第2条の規定による改正後の別表第1関係）
- 4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、3の改正は、同年7月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例（県条例第12号）（子育て支援課）
 - 1 山形県安心こども基金の設置期間を平成28年3月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）
 - 2 その他規定の整備を行うこととした。
 - 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、公布の日から施行することとした。
- ◇ 山形県民生委員の定数に関する条例（県条例第13号）（地域福祉推進課）

市町村の区域ごとに、民生委員の定数を定めることとした。
- ◇ 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（県条例第14号）（地域福祉推進課）

山形県地域自殺対策緊急強化基金の設置期間を平成28年3月31日まで延長することとした。
- ◇ 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第15号）（地域医療対策課）
 - 1 保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県介護保険事業基金条例を廃止する条例（県条例第16号）（健康長寿推進課）
 - 1 山形県介護保険事業基金を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第17号）（健康長寿推進課）
 - 1 修学資金の貸与を受けることができる者の要件から修学資金に類する他の資金の給付又は貸与を受けていないことを除くこととした。（第3条第4号関係）
 - 2 修学資金の額を月額50,000円以内とすることとした。（第4条第1項関係）
 - 3 修学資金の返還債務の免除要件である一定の業務への従事期間が短縮される場合に、過疎地域自立促進特別措置法の規定により過疎地域とみなされる区域において当該業務に従事した場合を加えることとした。（第9条第1項第1号関係）
 - 4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第18号）（健康長寿推進課）
 - 1 指定訪問介護の事業及び第1号訪問事業（従来の介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）又は基準該当訪問介護の事業及び第1号訪問事業（従来の基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員及び設備に関する基準を満たすことをもって指定訪問介護又は基準該当訪問介護の人員及び設備に関する基準を満たしているものとみなすことができることとした。（第6条第3項、第8条第2項、第19条第3項及び第21条第2項関係）
 - 2 指定訪問リハビリテーション事業者及び指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供することとした。（第49条第5号及び第90条第4号関係）
 - 3 指定通所介護の事業及び第1号通所事業（従来の介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）又は基準該当通所介護の事業及び第1号通所事業（従来の基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市町村の定める当該第1号通所事業の人員及び設備に関する基準を満たすことをもって指定通所介護又は基準該当通所介護の人員及び設備に関する基準を満たしているものとみなすことができることとした。（第62条第3項、第64条第5項、第82条第3項及び第84条第4項関係）

- 4 指定通所介護事業者又は指定療養通所介護事業者がそれぞれの事業所の設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護又は指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合は、当該サービスの内容をその提供前に知事に届け出ることとし、利用者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととした。（改正後の第64条第4項、第69条の2、第76条第4項及び第81条関係）
 - 5 基準該当短期入所生活介護事業所に併設しなければならない事業所等に、指定小規模多機能型居宅介護事業所を加えることとした。（第112条関係）
 - 6 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の基準の特例を廃止することとした。（第131条第3項関係）
 - 7 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、4の改正は、同年5月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第19号）（健康長寿推進課）
- 1 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備、運営等に関する基準を廃止することとした。（第5条～第22条及び第61条～第75条関係）
 - 2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所に併設しなければならない事業所等に、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を加えることとした。（第104条関係）
 - 3 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の基準の特例を廃止することとした。（第125条第3項関係）
 - 4 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の規定によりなお効力を有するものとされた指定介護予防通所介護又は基準該当介護予防通所介護の事業者がそれぞれの事業所の設備を利用して夜間及び深夜に指定介護予防通所介護又は基準該当介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合は、当該サービスの内容をその提供前に知事に届け出ることとし、利用者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととした。（附則第4項関係）
 - 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、4の改正は、同年5月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第20号）（障がい福祉課）
- 山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金の設置期間を平成28年3月31日まで延長することとした。
- ◇ 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第21号）（障がい福祉課）
- 1 一定の要件を満たした指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスと、当該通いサービスを行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童発達支援事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所とみなすこととした。（第31条の2第1号及び第2号並びに第47条関係）
 - 2 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及び当該指定放課後等デイサービス事業所の利用定員の基準を定めることとした。（改正後の第40条第3項及び第43条関係）
 - 3 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員の基準を定めることとした。（第46条の2関係）

4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第22号）（障がい福祉課）

1 一定の要件を満たした指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなすこととした。（第45条第1号及び第2号関係）

2 基準該当短期入所の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準に、通いサービスを利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であることを加えることとした。（第53条第1号関係）

3 指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行う者（規則で定める者に限る。）は、平成37年3月31日までの間、病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業等を行うことができることとした。（改正後の附則第2項～第5項関係）

4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例（県条例第23号）（工業戦略技術振興課）

1 計測分析設備に係る使用料の上限額を引き下げることとした。

2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県立農業大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第24号）（農政企画課）

1 県は、山形県立農業大学校における寮の使用料（以下「寮使用料」という。）を徴収することとした。（第1条、第2条及び別表関係）

2 寮使用料は、前期分及び後期分として徴収するものとし、前期分の寮使用料にあつては4月に、後期分の寮使用料にあつては10月に、それぞれ寮使用料の月額に6を乗じて得た額（第2学年の後期分の寮使用料にあつては、寮使用料の月額に5を乗じて得た額）を徴収することとした。（第3条第2項関係）

3 入寮の時期が2に規定する月の後である者に係る前期分又は後期分の寮使用料は、寮使用料の月額に入寮した日の属する月から次の徴収の月前の月（第2学年の11月以降に入寮した者にあつては、翌年の2月）までの月数を乗じて得た額を、入寮した日の属する月に徴収することとした。（改正後の第7条関係）

4 知事は、特に必要があると認めるときは、寮使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができることとした。（改正後の第9条関係）

5 知事は、特に必要があると認めるときは、退寮した者から既に徴収した寮使用料の一部を還付することができることとした。（改正後の第10条関係）

6 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（県条例第25号）（畜産振興課）

1 家畜に係る遺伝子検査を受けようとする者から手数料を徴収することとした。

2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県森林整備促進・林業等再生基金条例の一部を改正する条例（県条例第26号）（林業振興課）

山形県森林整備促進・林業等再生基金の設置期間を延長することとした。

◇ 山形県法定外公共用財産使用料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第27号）（県土利用政策課）

- 1 法定外公共用財産の使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（県条例第28号）（都市計画課）
- 1 風致地区内における県の規制を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（県条例第29号）（道路整備課）
- 1 道路の占用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第30号）（空港港湾課）
- 1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成28年3月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）
 - 2 山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を徴収しない期間を平成28年3月31日まで延長することとした。（附則第4項関係）
 - 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（県条例第31号）（教育庁）
- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、山形県教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例を定めることを目的とすることとした。（第1条関係）
 - 2 山形県教育委員会の教育長の職務に専念する義務の免除（休日及び休暇を含む。）については、別に定めのある場合を除き、県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によることとした。（第2条関係）
 - 3 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行することとした。ただし、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、同日から施行することとした。
- ◇ 特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（県条例第32号）（教育庁）
- 1 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正
教育長に対する退職手当の基準を定めることとした。
 - 2 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正
教育長の給与その他の給付の支給に関し必要な事項を定めることとした。
 - 3 山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 4 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正
山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項に規定する旧教育長である教育長（以下「旧教育長」という。）の山形県教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）限り、その効力を失うこととした。ただし、平成27年4月1日において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長で

ある山形県教育委員会の教育長が在職しない場合にあっては、当該条例は、同日の前日限り、その効力を失うこととした。

- 5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 6 山形県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部改正
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 7 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 8 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。
 - (1) 3の改正 平成27年4月1日
 - (2) 1、2及び5から7までの改正 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日。ただし、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、同日。
- ◇ 山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第33号）（教育庁）
- 1 学校職員の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例（県条例第34号）（教育庁）
- 1 次に掲げる青少年教育施設の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
 - (1) 山形県朝日少年自然の家
 - (2) 山形県金峰少年自然の家
 - (3) 山形県飯豊少年自然の家
 - (4) 山形県神室少年自然の家
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例（県条例第35号）（警察本部）
- 1 警察官を増員し、階級別の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県暴力団排除条例の一部を改正する条例（県条例第36号）（警察本部）
- 1 少年院法等の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第2号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この条例は、同日から施行する。

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第3号

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例

山形県議会情報公開条例（平成12年7月県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号口中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第4号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項第1号中「79,200円」を「95,400円」に改め、同項第2号中「62,500円」を「78,750円」に改め、同項第3号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第4号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第5号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第6号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第7号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第8号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第9号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「以外」を「（第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外」に、「前号」を「第

1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第8条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

附則第12項第1号、第3号及び第6号イ中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第15項中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

附則第40項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第8条第5項第2号の改正規定並びに附則第12項第1号、第3号及び第6号イ並びに第15項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第5号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号から第9号の2までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同項第139号の2中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第9条第1項」を「第27条第1項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に改め、同項第139号の3中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第1項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料」に改め、同項中第139号の3の6を第139号の3の7とし、同号の次に次の1号を加える。

(139)の3の8 土壤汚染対策法第32条第1項の規 指定調査機関指定更新 25,000円
定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に 申請手数料
対する審査

第2条第1項中第139号の3の5を第139号の3の6とし、第139号の3の4を第139号の3の5とし、第139号の3の3を第139号の3の4とし、同項第139号の3の2中「（平成14年法律第53号）」を削り、同号を同項第139号の3の3とし、同項第139号の3の次に次の1号を加える。

(139)の3の2 土壤汚染対策法（平成14年法律第 指定調査機関指定申請 31,000円
53号）第3条第1項の規定に基づく指定調査機 手数料
関の指定の申請に対する審査

第2条第1項第188号及び第189号を次のように改める。

(188)及び(189) 削除

第2条第1項第231号の表中「、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護」を「又は夜間対応型訪問介護」に改め、「、介護予防通所介護」を削り、同項第349号の表の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とし、同条第1項第349号の2の表の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とし、同条第1項第351号の2中「第6条第5項、第6条の2第3項」を「第6条の3第1項」に改め、同号の表中「第20条第2号イ」を「第20条第1項第2号イ」に改め、同項第352号及び第352号の2中「第18条第18項」を「第18条第20項」に、「同条第14項」を「同条第16項」に改め、同項第353号及び第354号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項第354号の2中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同項第355号中「第18条第22項第1号」を「第2号並びに第18条第24項第1号及び第2号」に、「の承認」を「の認定」に、「検査済証の交付を受ける前

における建築物等の仮使用承認申請手数料」を「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料」に改め、同項第384号の4口中「第18条第16項」を「第18条第18項」に改め、同号ハ中「第18条第19項」を「第18条第21項」に改め、同項第397号中「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同項第398号中「宅地建物取引主任者資格登録簿へ」を「宅地建物取引士資格登録簿へ」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿登録手数料」に改め、同項第399号中「宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料」を「宅地建物取引士資格登録の移転申請手数料」に改め、同項第400号中「取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「取引主任者証交付申請手数料」を「宅地建物取引士証交付申請手数料」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(400)の2 宅地建物取引業法第22条の2第1項の 宅地建物取引士証再交 4,500円
 規定に基づく宅地建物取引士証の再交付 付手数料

第2条第1項第401号中「取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「取引主任者証の有効期間の更新申請手数料」を「宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料」に改め、同項第423号の5の次に次の1号を加える。

(423)の5の2 マンションの建替え等の円滑化に マンションの容積率の 160,000円
 関する法律（平成14年法律第78号）第105条の規 特例許可申請手数料
 定に基づくマンションの容積率に関する特例の
 許可の申請に対する審査

第2条第1項第423号の6の表中

	戸数が300戸を超えるもの	218,000円	を
--	---------------	----------	---

	戸数が300戸を超えるもの	218,000円	に
住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）の交付を受けている場合	戸数が1戸のもの	16,000円	
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	58,000円	
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	93,000円	
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	175,000円	
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	300,000円	
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	461,000円	
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	839,000円	
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	1,144,000円	
戸数が300戸を超えるもの	1,384,000円		

改め、同表の備考第2項中「第6条第5項」を「第6条の3第1項」に改め、同条第1項第423号の7の表中

	戸数が300戸を超えるもの	109,000円	を
住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸数が300戸を超えるもの	109,000円	に
	戸数が1戸のもの	8,000円	
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	29,000円	
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	46,000円	
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	87,000円	
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	150,000円	
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	231,000円	
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	420,000円	
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	572,000円	
	戸数が300戸を超えるもの	692,000円	

改め、同表の備考第2項中「第6条第5項」を「第6条の3第1項」に改め、同条第1項第423号の10の表の備考第2項及び同条第1項第423号の11の表の備考第2項中「第6条第5項」を「第6条の3第1項」に改め、同条第1項第457号中「1,500円」を「1,350円」に改め、同項第457号の2中「2,750円」を「2,650円」に改め、同項第457号の3中「1,400円」を「1,500円」に改め、同条第2項第1号の表イの項中「4,600円」を「4,400円」に、「7,700円」を「7,400円」に改め、同表

ロの項中

1,800円
1,900円

 を

1,750円
1,850円

 に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同表

ハの項中「3,050円」を「2,950円」に、「4,600円」を「4,500円」に改め、同表ニの項中

1,900円

 を

1,850円

 に改め、同表ホの項中「4,600円」を「4,550円」に改

め、同表ヘの項中「3,000円」を「2,850円」に、「4,550円」を「4,400円」に改め、同条第2項第1号の2の表イの項中「3,850円」を「3,650円」に、「6,950円」を「6,650円」に改め、同表ロの項中「4,050円」を「3,850円」に、「4,900円」を「4,750円」に改め、同条第2項第2号の表イの項中「2,800円」を「2,850円」に改め、同表ロの項中「1,700円」を「1,750円」に、「3,250円」

を「3,300円」に改め、同表ハの項中

1,000円

 を

1,050円

 に改め、同条第

2項第4号の表イの項中 「3,600円」 を 「3,500円」 に改め、同条第2項第6号
 中「1,550円」を「1,450円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同項第7号中「1,200円」を
 「1,100円」に改め、同項第8号の表イの項中 「23,500円」 を 「23,450円」 に改
 め、同表ニの項中 「21,850円」 を 「21,700円」 に改め、同表の付表中

		4,450円	4,250円
		7,000円	6,700円
		6,400円	6,100円
		2,200円	2,100円
		7,800円	7,400円
		2,100円	2,450円
		1,850円	1,950円
		2,100円	1,950円
		2,100円	2,450円
「4,150円」	「4,000円」	1,850円	1,950円
「3,750円」	「3,600円」	2,100円	1,950円
		2,250円	2,000円
		2,000円	1,950円
		2,250円	2,500円
		1,850円	1,750円
		1,950円	2,100円
		2,450円	2,550円
		3,150円	3,700円

2,700円

2,550円

め、同表の備考第1項中「2,950円」を「2,800円」に、「900円」を「850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同備考第2項中「350円を、」を「550円を、」に、「200円」を「350円」に改め、同条第2項第9号中「1,200円」を「1,100円」に改め、同項第10号の表中

15,000円

を

14,950円

に、

9,450円
12,850円

を

9,400円
12,750円

に改

4,450円
1,450円
1,400円
1,500円
1,900円
1,350円
1,300円
1,150円
1,450円
1,200円
1,250円
1,450円
1,200円
1,250円
1,350円
1,150円
1,150円

め、同表の付表中

4,150円
3,750円

を

4,000円
3,600円

に、

を

2,700円

4,250円
1,350円
1,250円
1,300円
2,050円
1,250円
1,200円
1,100円
1,550円
1,350円
1,300円
1,550円
1,350円
1,300円
1,400円
1,300円
1,200円
2,550円

に改め、同表の備考第1項中「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を

「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同備考第2項中「100円を、普通自動車免許」を「250円を、普通自動車免許」に、「50円」を「100円」に改め、同条第2項第12号の表イの項中「700円」を「750円」に改め、同表ロの項中「2,450円」を「2,350円」に改め、同表ハの項中「2,200円」を「2,100円」に改め、同表ニの項中「4,700円」を「4,650円」に改め、同表ホの項中「4,150円」を「4,100円」に、「4,050円」を「4,000円」に改め、同表トの項中「3,150円」を「3,100円」に改め、同表チの項中「1,250円」を「1,300円」に改め、同表ヌの項中「2,100円」を「2,050円」に、「2,750円」を「2,700円」に、「2,600円」を「2,550円」

に、「2,450円」を「2,400円」に改め、同表ルの項中

600円	を	500円
950円		800円

に、「1,500円」を「1,350円」に、「950円」を「800円」に改め、同表ヲの項中「5,800円」を

「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に、

2,350円	を	2,250円

に改め、同表中

「 ワ 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 」	13,350円（当該講習が道路交通法施行規則第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,200円）	を
--	---	---

「 ワ 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 」	13,200円（当該講習が道路交通法施行規則第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円）	に
カ 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間について1,900円	

改め、同条第2項第13号中「850円」を「900円」に改める。

第3条第16項中「が宅地建物取引主任者資格試験」を「が宅地建物取引士資格試験」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第4号から第9号の2までの改正規定は同年5月29日から、同項第349号の表の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とする改正規定、同条第1項第349号の2の表の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とする改正規定並びに同条第1項第351号の2から第355号まで、第384号の4ロ及びハ、第423号の6の表の備考第2項、第423号の7の表の備考第2項、第423号の10の表の備考第2項、第423号の11の表の備考第2項並びに同条第2項第12号の表（カの項に係る部分に限る。）の改正規定は同年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第17条の規定による改正前の歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定による歯科技工士国家試験に係る歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料、整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る介護サービス情報の公表等手数料、第2条第1項第349号の表の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とする改正規定の施行の日前にされた

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物（同法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定又は同条第3項の規定による全体計画の変更の認定を受けた建築物を除く。）の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物（同法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定又は同条第3項の規定による全体計画の変更の認定を受けた建築物を除く。）の計画の通知に対する審査に係る建築確認申請等手数料並びに第2条第1項第349号の2の表の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とする改正規定の施行の日前にされた建築基準法の一部を改正する法律による改正前の建築基準法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定又は同条第3項の規定による全体計画の変更の認定を受けた建築物に係る同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査に係る全体計画の認定を受けた建築物の確認申請等手数料については、なお従前の例による。

山形県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第6号

山形県行政手続条例の一部を改正する条例

山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を

「第4章 行政指導（第30条―第34条の2）」
第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第32条中「含む。）」を「含む。次条第2項において同じ。）」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他の必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(山形県県税条例の一部改正)

2 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

山形県情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第7号

山形県情報公開条例等の一部を改正する条例

(山形県情報公開条例の一部改正)

第1条 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ロ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(山形県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号ロ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第8号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第1項事務の欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改め、同欄第1号中「生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を「管理」に改め、同表第12項事務の欄第3号中「承認」を「認定」に改め、「又は県の建築主事」を削り、同欄中第16号を第18号とし、第8号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第7号中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号」に、「承認」を「認定」に改め、「又は県の建築主事」を削り、同号を同欄第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 法第18条第24項第2号（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定に係る県の建築主事に対する申請の受付

第2条第1項の表第12項事務の欄第6号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同号を同欄第7号とし、同欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第7条の6第1項第2号（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定に係る県の建築主事に対する申請の受付

第2条第1項の表第12項市町村の欄中「第7号」を「第9号」に、「第9号」を「第11号」に、「第14号」を「第16号」に、「第8号」を「第10号」に、「第15号」を「第17号」に、「第16号」を「第18号」に改め、同表第15項市町村の欄中「朝日町」を「朝日町、舟形町」に改め、同表中第41項を第42項とし、第21項から第40項までを1項ずつ繰り下げ、同表第20項市町村の欄中「上山市」を「酒田市、上山市」に改め、同項を同表第21項とし、同表中第16項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、第15項の次に次の1項を加える。

<p>16 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条第2項第1号の規定による従業員の数の設定の許可</p> <p>(2) 法第7条第2項第2号の規定による資本金額又は払込済出資総額の設定の許可</p> <p>(3) 法第10条第2項の規定による商工業者法定台帳の作成の期間の延長</p> <p>(4) 法第10条第3項の規定による商工業者法定台帳の作成の期間の延長の通知</p> <p>(5) 法第12条第1項の規定による特定商工業者に対する負担金の賦課の許可</p> <p>(6) 法第46条第5項の規定による定款の変更の届出の受理</p> <p>(7) 法第57条の規定による収支決算等の報告の受理</p> <p>(8) 法第58条第1項の規定による報告の徴収及び検査</p> <p>(9) 法第59条第1項の規定による警告及び業務の一部の停止の処分</p> <p>(10) 法第59条第4項の規定による意見の聴取（前号に規定する処分に係るものに限る。）</p>	<p>酒田市</p>
--	------------

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第1項の改正規定は同年5月29日から、同表第12項の改正規定は同年6月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に法律の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法律の規定により知事に対してされてい

る申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により市町の長が執行することとなる事務（同項の表第15項に掲げるもの（舟形町の区域に係るものに限る。）、同表第16項に掲げるもの及び同表第21項に掲げるもの（酒田市の区域に係るものに限る。）に係るものは、同日以後においては、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

山形県環境影響評価条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第9号

山形県環境影響評価条例等の一部を改正する条例

（山形県環境影響評価条例の一部改正）

第1条 山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

（山形県指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例の一部改正）

第3条 山形県指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例（平成24年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第10号

山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

山形県消費者行政活性化基金条例（平成21年2月県条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年12月31日」を「平成30年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第11号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第1条 食品衛生法施行条例（平成12年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基準及び」を「基準、」に、「並びに」を「、」に、「の基準」を「の基準その他法の施行に関し必要な事項」に改める。

第5条を次のように改める。

（手数料）

第5条 県は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 法第48条第6項第3号に規定する食品衛生管理者の養成施設の登録を受けようとする者
150,000円
- (2) 法第52条第1項に規定する営業の許可を受けようとする者 政令第35条各号に掲げる営業の種類ごとに、それぞれ別表第3に定める額
別表第1第5項を次のように改める。

5 食品等の取扱い

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準によること。

- (1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害及びその原因となる物質並びに当該危害が発生するおそれのある製造の工程を特定し、評価し、並びに管理することをいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合 次に掲げる基準
 - イ 法第48条第1項に規定する食品衛生管理者、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）その他の製品に関する知識及び専門的な技術を有する者により構成される組織を設置すること。
 - ロ 製品について、その原材料等の組成、物理的及び化学的な性質、殺菌又は菌の増殖を抑制するための処理その他の安全性に関する必要な事項のほか、想定される使用方法、消費者等に関する事項を記載した製品説明書を作成すること。
 - ハ 製品の製造の工程（以下「製造工程」という。）並びに施設及び設備の配置に基づき、全ての製造工程を記載した一覧図を作成すること。
 - ニ 製造工程において発生するおそれのある全ての食品衛生上の危害及びその原因となる物質を記載した一覧表（以下「危害要因一覧表」という。）を製造工程ごとに作成すること。
 - ホ 危害要因一覧表により、健康に及ぼす影響等を考慮した食品衛生上の危害の分析（ヲにおいて「危害分析」という。）を行い、製造工程ごとに食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
 - ヘ ホの規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質（以下「原因物質」という。）について、製造工程ごとに食品衛生上の危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因一覧表に記載すること。
 - ト 原因物質による食品衛生上の危害の発生を防止するため、製造工程のうち、管理措置の実施状況について連続又は相当の頻度による確認を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を設定すること。
 - チ 重要管理点ごとに原因物質を排除し、又は許容できる範囲まで低減するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。
 - リ 管理基準の遵守状況及び管理基準が遵守されていない製造工程により製造された製品の出荷の防止について、連続又は相当の頻度による確認の方法を設定し、確認を実施すること。
 - ヌ 重要管理点における管理措置が講じられていないと認めたときに講ずべき措置（ヲにおいて「改善措置」という。）を設定し、及び適切に実施すること。
 - ル イからヌまでの規定による衛生管理を行うことにより、製品の食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることについての検証（ヲにおいて「検証」という。）を定期的に行うこと。
 - ヲ 危害要因一覧表の作成、危害分析による食品衛生上の危害の原因となる物質の特定、重要管理点及び管理基準の設定、管理基準の遵守状況及び管理基準が遵守されていない製造工程により製造された製品の出荷の防止についての連続又は相当の頻度による確認、改善措置並びに検証についての記録を作成し、及び保存すること。
- (2) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合 次に掲げる基準
 - イ 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検する

こと。

- ロ 原材料は、種類別に区分し、それぞれに適した状態及び方法で衛生的に保管すること。
- ハ 冷蔵庫内又は冷蔵室内では、相互汚染が生じないように区画して保存すること。
- ニ 添加物を使用する場合は、これを正確にひょう量し、適正に使用すること。
- ホ 製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。
- へ 有毒な部位を有する原材料を加工し、又は調理する場合は、有毒な部位の確実な除去その他の前処理を行うこと。
- ト 有毒な部位の確実な除去その他の前処理を行っていない食品の販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）をする場合は、相手が当該食品を適正に取り扱うことができることを確認すること。

別表第1第7項第1号中「こと」を「こと（危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合に限る。）」に改め、同表第12項第1号中「食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）」を「食品衛生責任者」に改める。

第2条 食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第1第1項に次の1号を加える。

(11) 施設においておう吐があったときは、直ちに殺菌剤等で適切に消毒すること。

別表第1第5項第2号ホを次のように改める。

ホ 食品等について、その特性に応じて、調理、製造、保管、運搬、販売等における時間及び温度の管理を適切に行い、衛生的に取り扱うこと。

別表第1第5項第2号に次のように加える。

チ 食品への金属、ガラス、じんあい、洗剤等の異物の混入を防止するために必要な措置を講ずること。

リ おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。

別表第1第6項第4号中「及び用便後は」を「、用便後その他必要に応じて」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 従事者は、手袋を使用する場合は、必要に応じて交換すること。

別表第1第10項第2号中「に係る」を「について、消費者等からの苦情であって、健康に被害を及ぼすおそれがあると思料されるものがあった場合並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

山形県安心子ども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第12号

山形県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

山形県安心子ども基金条例（平成21年2月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第2条第6項」に改める。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県民生委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第13号**山形県民生委員の定数に関する条例**

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により定める民生委員の定数は、次のとおりとする。

山	形	市	489人					
米	沢	市	198人					
鶴	岡	市	354人					
酒	田	市	273人					
新	庄	市	81人					
寒	河	江	市	91人				
上	山	市	91人					
村	山	市	77人					
長	井	市	71人					
天	童	市	124人					
東	根	市	92人					
尾	花	沢	市	62人				
南	陽	市	78人					
東	村	山	郡	山	辺	町	34人	
東	村	山	郡	中	山	町	29人	
西	村	山	郡	河	北	町	48人	
西	村	山	郡	西	川	町	30人	
西	村	山	郡	朝	日	町	37人	
西	村	山	郡	大	江	町	36人	
北	村	山	郡	大	石	田	町	29人
最	上	郡	金	山	町	19人		
最	上	郡	最	上	町	40人		
最	上	郡	舟	形	町	24人		
最	上	郡	真	室	川	町	38人	
最	上	郡	大	蔵	村	16人		
最	上	郡	鮭	川	村	18人		
最	上	郡	戸	沢	村	26人		
東	置	賜	郡	高	畠	町	71人	
東	置	賜	郡	川	西	町	53人	
西	置	賜	郡	小	国	町	43人	
西	置	賜	郡	白	鷹	町	54人	
西	置	賜	郡	飯	豊	町	38人	
東	田	川	郡	三	川	町	22人	
東	田	川	郡	庄	内	町	69人	
飽	海	郡	遊	佐	町	53人		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第14号**山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例**

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年7月県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第15号

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「若しくは厚生労働大臣」を削る。

第3条第1項の表中「厚生労働大臣」を「知事」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県介護保険事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第16号

山形県介護保険事業基金条例を廃止する条例

山形県介護保険事業基金条例（平成24年3月県条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第17号

山形県介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県介護福祉士修学資金貸与条例（平成5年10月県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

第3条第4号を削る。

第4条第1項中「36,000円」を「50,000円」に改める。

第8条第1項第2号中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

第9条第1項第1号中「過疎地域に」を「過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に貸与される修学資金について適用し、同日前に貸与された修学資金については、なお従前の例による。

（山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成26年3月県条

例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第18号

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「指定介護予防訪問介護事業者（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）」を「第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項及び第2項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第8条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第6条第3項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第19条第3項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第19条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「第1号訪問事業（基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第2項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第21条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第19条第3項に規定する第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第21条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第24条第3項中「指定介護予防サービス等基準条例第24条第1項に」を「山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第24条第1項に」に改める。

第36条中「維持回復」を「維持回復及び生活機能の維持又は向上」に改める。

第37条第5項中「第171条第1項」を「第171条第10項」に、「指定複合型サービス（）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改める。

第45条中「できるよう」を「できるよう、生活機能の維持又は向上を目指し」に改める。

第49条に次の1号を加える。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（訪問リハビリテーション計画又は第90条第1号に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びそ

の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第61条中「必要な」を「生活機能の維持又は向上を目指し、必要な」に改める。

第62条第3項中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第61条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第62条第1項及び第2項に規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第64条第4項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第62条第3項に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第64条第1項から第3項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第69条の次に次の1項を加える。

（事故発生時の対応）

第69条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護又は第64条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第71条中「及び第15条から第17条まで」を「、第15条及び第16条」に改める。

第72条第1項中「できるよう」を「できるよう、生活機能の維持又は向上を目指し」に改める。

第76条に次の1項を加える。

- 4 第2項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第81条中「から第17条まで」を「、第16条」に、「、第68条及び第69条」を「及び第68条から第69条の2まで」に、「準用する」を「準用する。この場合において、第69条の2中「第64条第4項」とあるのは「第76条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第82条第3項中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第72条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「第1号通所事業（基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又はこれに相当するサービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第2項に規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第84条第4項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第82条第3項に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第74条第1項から第3項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第85条中「から第17条まで」を「、第16条」に改める。

第86条中「理学療法」を「生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法」に改める。

第90条に次の1号を加える。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第112条中「若しくは」を「、」に、「) 又は」を「) 若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は」に改める。

第131条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第64条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定、第69条の次に1条を加える改正規定、第71条の改正規定、第76条に1項を加える改正規定並びに第81条及び第85条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第6条第3項、第8条第2項、第19条第3項及び第21条第2項の規定は、なおその効力を有する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条例第62条第3項、第64条第4項、第82条第3項及び第84条第4項の規定は、なおその効力を有する。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第19号

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号）の一部を次のように改正する。

「第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

目次中 第3節 設備に関する基準（第8条）

を

第4節 運営に関する基準（第9条―第16条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第17条・第18条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第19条―第22条）」

「第2章 削除」に、「第27条」を「第26条の2」に、

「第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針（第61条）

第2節 人員に関する基準（第62条・第63条）

第3節 設備に関する基準（第64条）を「第7章

第4節 運営に関する基準（第65条―第69条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第70条・第71条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第72条―第75条）」

削除」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第5条から第22条まで 削除

第24条第3項中「指定居宅サービス等基準条例第24条第1項に」を「山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第24条第1項に」に改める。

第3章第4節中第27条の前に次の2条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第26条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みを行った者（以下この条において「利用申込者」という。）又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第26条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

第27条の次に次の4条を加える。

（衛生管理等）

第27条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（秘密保持等）

第27条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議（保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

（苦情への対応）

第27条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る

利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第27条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第35条中「第9条、第10条、第12条から第15条まで、第23条、第27条、第28条」を「第23条、第26条の2から第28条まで」に改め、「この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、同条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。」を削る。

第42条、第50条及び第58条中「第9条、第10条及び第12条から第15条まで」を「第26条の2、第26条の3及び第27条の2から第27条の5まで」に、「第12条第1項中「訪問介護員等」を「第27条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「読み替える」を「同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替える」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第61条から第75条まで 削除

第79条の次に次の1条を加える。

（非常災害対策）

第79条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

第82条中「第9条、第10条、第13条から第15条まで及び第66条」を「第26条の2、第26条の3及び第27条の3から第27条の5まで」に改める。

第92条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第92条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第94条中「第10条、第13条から第15条まで、第66条及び第67条」を「第26条の3、第27条の3から第27条の5まで及び第79条の2」に改める。

第102条中「、第93条及び第94条」を「及び第92条の2から第94条まで」に改める。

第104条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「）第13条」を「。以下この条において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第13条」に、「）又は」を「）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は」に、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第108条第1項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第109条中「第10条、第13条から第15条まで、第66条、第67条」を「第26条の3、第27条の3から第27条の5まで、第79条の2」に改める。

第116条中「第10条、第13条から第15条まで、第66条」を「第26条の3、第27条の3から第27条の5まで、第79条の2」に改める。

第125条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同条第3項を削る。

第134条中「第13条から第15条まで、第66条及び第67条」を「第27条の3から第27条の5まで、第79条の2及び第92条の2」に改める。

第137条第1項中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第144条中「第13条から第15条まで、第66条、第67条」を「第27条の3から第27条の5まで、第79条の2、第92条の2」に、「第13条第2項中「指定介護予防訪問介護事業所」を「第27条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第146条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第153条中「第9条、第10条及び第13条から第15条まで」を「第26条の2、第26条の3及び第27条の3から第27条の5まで」に改める。

第157条中「第9条、第10条、第13条から第15条まで」を「第26条の2、第26条の3、第27条の3から第27条の5まで」に改める。

第158条中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改める。

第163条中「第9条、第10条、第12条から第15条まで」を「第26条の2、第26条の3、第27条の2から第27条の5まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

（介護予防通所介護に関する特例）

- 4 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、指定居宅サービス等基準条例第64条第4項及び第69条の2の規定を準用する。この場合において、指定居宅サービス等基準条例第64条第4項中「第2項ただし書」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第64条第2項ただし書」と、「第1項」とあるのは「同条第1項」と、指定居宅サービス等基準条例第69条の2中「第64条第4項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例附則第4項において準用する第64条第4項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、同年5月1日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法（以下「法」という。）第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、この条例による改正前の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第5条から第22条までの規定は、な

おその効力を有する。

- 3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第6条第3項及び第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第3項	指定訪問介護事業者（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	第1号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第6条第1項及び第2項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の
第8条第2項	指定訪問介護事業者	第6条第3項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

- 4 附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第19条第3項及び第21条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業及び法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条第3項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第19条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
---------	---	--

	同項及び同条第2項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の
第21条第2項	基準該当訪問介護の事業	第19条第3項に規定する第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第21条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧条例第9条（第69条及び第75条において準用する場合に限る。）、第10条（第69条及び第75条において準用する場合に限る。）、第13条（第69条及び第75条において準用する場合に限る。）、第14条（第69条及び第75条において準用する場合に限る。）、第61条から第75条まで、第104条及び第108条第1項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第69条中「及び第13条から第15条まで」とあるのは「、第13条及び第14条」と、第75条中「から第15条まで」とあるのは「、第14条」と読み替えるものとする。
- 6 この条例の施行の日から附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「（第69条及び第75条において準用する場合に限る。）、第14条」とあるのは「から第15条まで」と、「有する。この場合において、第69条中「及び第13条から第15条まで」とあるのは「、第13条及び第14条」と、第75条中「から第15条まで」とあるのは「、第14条」と読み替えるものとする」とあるのは「有する」と読み替えるものとする。
- 7 附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第62条第3項及び第64条第4項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第62条第3項	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第61条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第62条第1項及び第2項に規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

第64条第4項	指定通所介護事業者	第62条第3項に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第64条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

- 8 附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第72条第3項及び第74条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業及び法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第72条第3項	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第82条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	同項及び同条第2項に規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第74条第4項	基準該当通所介護の事業	第72条第3項に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第84条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第20号

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例（平成21年7月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第21号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第31条の2の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「が地域」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域」に、「のうち通いサービス（同項）を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項）に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項）を「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項）に、「以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に、「、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第63条第1項」を「第63条第1項又は第171条第1項」に、「25人」を「29人」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。）であるものにあつては、18人以下とすること。

第31条の2第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。

第40条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医
- (2) 看護師
- (3) 児童指導員又は保育士
- (4) 機能訓練担当職員
- (5) 児童発達支援管理責任者

第43条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

第44条中「から第15条まで、第17条」を削り、「、第22条」を「及び第22条」に改め、「及び第37条」を削る。

第46条の次に次の1条を加える。

（利用定員）

第46条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

第47条中「から第15条まで、第17条」を削り、「、第37条、第39条及び第43条」を「及び第39条」に改める。

第54条第1項中「第40条並びに」を「第40条第1項、第2項及び第4項並びに」に、「第3項中「指定放課後等デイサービス事業所」を「第4項中「指定放課後等デイサービス事業所」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第22号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第45条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「以下同じ。）が」を「第53条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第53条第1号において同じ。）が」に、「」のうち通いサービス（同項）を「第53条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第53条第1号において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項）に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項）を「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項）に、「以下同じ。）を基準該当生活介護」を「」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護」に、「、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第63条第1項」を「第63条第1項又は第171条第1項」に、「25人」を「29人」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号及び第53条第2号において同じ。）であるものにあつては、18人以下とすること。

第45条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。

第53条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「であって」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「のうち」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち」に、「第63条第5項」を「第63条第5項又は第171条第6項」に改め、同条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所であるものにあつては、通いサービスの利用定員の3分の1に相当する人数以上6人以下とすること。

附則第2項を次のように改める。

（地域移行支援型ホームの特例）

2 指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行う者（規則で定める者に限る。）は、第106条第1項（第107条の5において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間、病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同項中「地域移行型ホーム事業者」を「地域移行支援型ホーム事業者」に、「又は地域移行型ホーム」を「又は地域移行支援型ホーム」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同項中「地域移行型ホーム（指定共同生活援助の事業等を行う事業所で規則で定めるものをいう。以下同じ。）において指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）」を「地域移行支援型ホーム事業者」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等）

3 地域移行支援型ホーム（指定共同生活援助の事業等を行う事業所で規則で定めるものをいう。以下同じ。）において指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例附則第3項に規定する地域移行型ホーム事業者については、この条例による改正後の山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例附則第2項から第5項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第23号

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例

山形県高度技術研究開発センター条例（平成6年2月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表2設備の項の表中 「19,140円」 を 「9,720円」 に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県立農業大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県立農業大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立農業大学の授業料等徴収条例（平成18年7月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「授業料」を「授業料、寮の使用料（以下「寮使用料」という。）」に改める。

第2条中「授業料」を「授業料、寮使用料」に改める。

第3条の見出し中「授業料」を「授業料及び寮使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、寮使用料について準用する。この場合において、同項中「に分割して」とあるのは「として」と、「年額の2分の1に相当する額」とあるのは「月額に6を乗じて得た額（第2学年の後期分の寮使用料にあつては、寮使用料の月額に5を乗じて得た額）」と読み替えるものとする。

第6条中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

第9条を第11条とする。

第8条（見出しを含む。）中「授業料」を「授業料、寮使用料」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（寮使用料の還付）

第10条 知事は、特に必要があると認めるときは、退寮した者から既に徴収した寮使用料の一部を還付することができる。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（入寮の時期が徴収の月後である場合における寮使用料の徴収の時期）

第7条 入寮の時期が第3条第2項において準用する同条第1項に規定する月の後である者に係る前期分又は後期分の寮使用料は、寮使用料の月額に入寮した日の属する月から次の徴収の月前の月（第2学年の11月以降に入寮した者にあつては、翌年の2月）までの月数を乗じて得た額を、入寮した日の属する月に徴収するものとする。

別表中

授業料
年額 118,800円

を

授業料	寮使用料
年額 118,800円	月額 6,700円

に改め

る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和31年7月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中

(3) ウイルス分離及び同定	1 件	6,200円	
----------------	-----	--------	--

を

(3) ウイルス分離及び同定	1 件	6,200円	
(4) 遺伝子検査	1 件	2,690円	

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第26号**山形県森林整備促進・林業等再生基金条例の一部を改正する条例**

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例（平成21年7月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県法定外公共用財産使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第27号**山形県法定外公共用財産使用料等徴収条例の一部を改正する条例**

山形県法定外公共用財産使用料等徴収条例（平成12年3月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

塔類又は管類の設置に係る前条の使用料の額は、別表に定めるところにより算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第4条第2項中「工作物又は物件」を「塔類又は管類」に改める。

附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び附則第2項の前の見出しを削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表

区分		使用料	
塔類		1平方メートル1年につき	560円
管類	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	67円
	外径が0.4メートル以上のもの	1メートル1年につき	120円

備考

- 面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 許可の有効期間が1年に満たないもの又は当該有効期間に1年に満たない端数があるもの

については、それぞれ許可のされた日の属する月から許可の有効期間が終了する日の属する月までの月数により月割をもって計算する。この場合において、許可の有効期間が1月に満たない場合にあつては、当該月数を1月とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第28号

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年3月県条例第19号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第29号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例（昭和44年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			第1級地	第2級地	第3級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1 年	430	360	310
	第2種電柱		660	550	480
	第3種電柱		900	740	650
	第1種電話柱		390	320	280
	第2種電話柱		620	510	450
	第3種電話柱		850	700	620
	その他の柱類		39	32	28

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	3	3
	地下に設ける電線その他の線類		2	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380	310	270
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	230	190	170
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	770	640	560
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320	270	240
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	1,100	760
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	770	640	560
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16	13	12
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23	19	17
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35	29	25
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		46	38	34
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70	57	50
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93	76	67

	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			160	130	120
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			230	190	170
	外径が1メートル以上の もの			460	380	340
法第32条第1項第3号及び第4号に 掲げる施設			占用面積1平方 メートルに つき1年	770	640	560
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及 び地下室	階数が1のも の		Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のも の		Aに0.007を乗じて得た額		
		階数が3以上 のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			930	530	380
	地下に設ける通路			560	320	230
	その他のもの			770	640	560
	法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの		占用面積1平方 メートルに つき1日	19	11
その他のもの		占用面積1平方 メートルに つき1月	190	110	76	
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設け るもの	表示面積1平方 メートルに つき1月	190	110	76
		その他のもの	表示面積1平方 メートルに つき1年	1,900	1,100	760
	標識		1本につき1 年	620	510	450

	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19	11	8
		その他のもの	1本につき1月	190	110	76
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19	11	8
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190	110	76
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900	1,100	760
		その他のもの		930	530	380
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	770	640	560
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.028を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	190	110	76
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				77	64	56
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額		

令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.017 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額
	その他のもの	Aに0.011 を乗じて得 た額	Aに0.012 を乗じて得 た額	Aに0.014 を乗じて得 た額
令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物	Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.011 を乗じて得 た額	Aに0.012 を乗じて得 た額	Aに0.014 を乗じて得 た額
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の	Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.017 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額		
令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は自動車 専用道路（高架のものに 限る。）の路面下に設け るもの	Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.017 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額		

別表の備考第2項中「いい」を「いい、その区分は、次のとおりとし」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第1級地 山形市及び天童市の区域をいう。
- (2) 第2級地 米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、長井市、東根市、南陽市、東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡河北町及び東田川郡三川町の区域をいう。
- (3) 第3級地 市町村の区域で第1級地及び第2級地以外のものをいう。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可をした道路の占用で占用の期間が同日以降にわたるもの（同日以後に当該許可に係る期間が更新された道路の占用を含む。以下「既存占用」という。）に係る平成27年度以降の各年度分の占用料の額は、改正後の山形県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条及

び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が改正後の条例第2条及び別表の規定によるものとして算出した額を超える場合は、この限りでない。

- (1) 平成27年度 当該既存占用について、改正前の第2条及び別表並びに山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成24年3月県条例第36号）附則第2項の規定により算出して得た当該年度分の占用料の額に1.2を乗じて得た額
- (2) 平成28年度以降の各年度 当該既存占用に係る前年度分の占用料の額に1.2を乗じて得た額

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第30号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。
附則第3項及び第4項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第31号

山形県教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、山形県教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例を定めることを目的とする。

（職務に専念する義務の免除）

第2条 山形県教育委員会の教育長の職務に専念する義務の免除（休日及び休暇を含む。）については、別に定めのある場合を除き、県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月県条例第18号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第2条第1項及び第3項並びに職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）の規定中「任命権者」とあるのは「山形県教育委員会」とする。

附 則

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この条例は、同日から施行する。

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第32号

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正)

第1条 特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「副知事」を「副知事、教育長」に改める。

第3条第1項の表中

副知事	100分の38
-----	---------

を

副知事	100分の38
教育長	100分の26

に改める。

第5条第1項中「副知事、」を「副知事、教育長、」に改め、同項第3号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

(山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正)

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

第8条第2項を削る。

別表第2中

副知事	933,000円
-----	----------

を

副知事	933,000円
教育長	783,000円以内で知事が定める額

に改める。

別表第3中

教育委員会の委員	委員長	月額	192,000円
	委員	日額	25,900円

を

教育委員会の委員	日額	25,900円
----------	----	---------

に改める。

別表第4中

企業管理者	14,800	11,800	2,600
-------	--------	--------	-------

を

教育長	14,800	11,800	2,600
企業管理者	14,800	11,800	2,600

に改める。

別表第6中

副知事

を

副知事

教育長

に改める。

（山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

第3条 山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年8月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第6号中「第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項中第23号を第24号とし、第14号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長

第1条第4項第2号イ中「第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項」を「第18条第2項」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長

第5条第5項中「第18号」を「第19号」に改める。

（山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和49年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「教育委員会」を「附則第8項を除き、以下「教育委員会」に、「教育長（」を「教育長（同項を除き、」に改める。

附則に次の3項を加える。

6 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である教育長（以下この項において「旧教育長」という。）の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日。以下「任期満了日」という。）限り、その効力を失う。

7 平成27年4月1日（以下「改正法施行日」という。）から任期満了日までの間、第1条中「教育公務員特例法」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第9条の規定によりなお効力を有することとされる改正法附則第8条の規定による改正前の教育公務員特例法」と、前項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）」とあるのは「改正法」とする。

8 改正法施行日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合にあつては、附則第6項の規定にかかわらず、この条例は、改正法施行日の前

日限り、その効力を失う。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正）

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「（県教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）である派遣職員を除く。）」を削る。

第6条第1項中「教育長である派遣職員及び」を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条第2項を削り、同条を第8条とする。

第10条中「（教育長条例第10条において例による場合を含む。）」を削り、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

（山形県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部改正）

第6条 山形県教育委員会の委員の定数に関する条例（平成11年12月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県教育委員会の組織に関する条例

本則中「6人」を「教育長及び5人」に改める。

（知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正）

第7条 知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企業管理者」を「教育長、企業管理者」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条及び附則第3項の規定 平成27年4月1日

(2) 第1条の規定（特別職の職員に対する退職手当支給条例第5条第1項第3号の改正規定を除く。）並びに第2条及び第5条から第7条までの規定 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日

2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、前項第2号に掲げる規定は、同日から施行する。

（山形県市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

3 山形県市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和33年10月県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「第1条第3項第22号」を「第1条第3項第23号」に改める。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
小 学 校 中 学 校	人 6,079	人 368	人 63	人	人	人 375	人	人 17	人 6,902
特 別 支 援 学 校	817	26		88	23	49		65	1,068
高等学校	1,888	56			161	156	10	108	2,379

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第11条中「山形県青年の家」を「青少年教育施設」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「山形県青年の家」を「青少年教育施設」に改め、同項第2号中「以外」を「（山形県青年の家にあつては、ハ及びニに掲げる日を除く。）以外」に改め、同号口中「の日」を「の日（山形県金峰少年自然の家海浜自然の家にあつては、10月21日から翌年の5月14日までの日）」に改め、同号に次のように加える。

ハ 毎月の第3日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。ニにおいて同じ。）

ニ 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

第12条第1項第3号、第2項及び第4項中「山形県青年の家」を「青少年教育施設」に改める。

第13条第1項第1号中「山形県青年の家」を「青少年教育施設」に改め、同項第2号中「山形県青年の家」を「青少年教育施設」に、「供与」を「供与及び野外活動等の実施」に改め、同項第5号及び同条第2項中「山形県青年の家」を「青少年教育施設」に改める。

第14条第1項及び第16条中「山形県青年の家」を「青少年教育施設」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 青少年教育施設（山形県青年の家を除く。）の管理を法人その他の団体であつて教育委員会が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例

山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

	「182人		「183人	
第1条第1項中	554人	を	556人	に改める。
	573人		576人	
	591人」		593人」	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第36号

山形県暴力団排除条例の一部を改正する条例

山形県暴力団排除条例（平成23年3月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院

(9) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所

附 則

この条例は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

平成27年 3月20日印刷
平成27年 3月20日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056